県営住宅駐車場に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県営住宅駐車場の事務取扱いに関し、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)第6章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 自動車 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車 (二輪車を除く。)をいう。
 - (2) 駐車場 県営住宅の共同施設として整備された駐車場をいう。

(駐車する自動車)

- 第3条 駐車場に駐車する自動車は、次に掲げる要件を具備するものとする。
- (1)条例第48条に定める使用者資格を有する者が、現に所有し、又は使用する自動車であること。
- (2) 大きさは、駐車場の区画内に安全に駐車でき、かつ、他の者の駐車に迷惑をかけない程度のものであること。
- 2 入居者の介護等のために駐車場を必要とする親族又は知事が特別に認める者の自動車 については、前項第1号の規定にかかわらず駐車できるものとする。

(使用の申込み)

- 第4条 駐車場使用の申込みは、県営住宅駐車場使用申請書(様式第1号)に次の各号に 掲げる書面を添えて知事に提出するものとする。
 - (1) ア 当該自動車車検証が申請者名義の場合 自動車検査証の写し
 - イ 当該自動車検査証が申請者名義でない場合(前条第2項の場合を除く。) 自 動車検査証の写し及び誓約書(様式第2号)又は証明書(所有者又は使用者が法 人である場合)
 - ウ 前条第2項の場合 自動車検査証の写し又は自動車検査証の写し及び証明書 (所 有者又は使用者が法人である場合)
 - (2) 前条第2項の場合 理由書 (様式第3号)
 - (3) 2区画目利用の場合 誓約書 (様式第4号)
 - (4) 使用料の減免を受ける場合 県営住宅駐車場使用料減免申請書 (様式第5号)

(使用者の決定方法)

- 第5条 条例第50条第1項後段の公正な方法とは、抽選とする。
- 2 条例第50条第1項後段において、知事が必要と認めるときは、使用決定者のほか、 補欠として順位を定めて駐車場の使用予定者を決定することができる。
- 3 条例第50条第1項の規定により決定した使用決定者からの辞退の申出があった場合

又は条例第52条各号の事由その他これに類する事由により決定を取り消すこととなる場合は、前項により決定した順位に従い、当該駐車場の使用予定者のうちから駐車場の使用者を決定するものとする。

(使用の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により決定した使用者に対して、県営住宅駐車場使用決定通知書(様式第6号)(以下「使用決定通知書」という。)を交付する。
- 2 駐車場使用の決定は、原則として、1住戸につき1区画1台とする。ただし、駐車場 に空き区画がある場合は、知事が別に定める基準に基づき、1住戸につき2区画目の一 時使用を決定することができる。

(使用料の減免)

- 第7条 和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)第3条の規定による減免を受けようとする者は、県営住宅駐車場使用料減免申請書(様式第5号)に和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第69条第1項の規定による自動車税又は各市町村による軽自動車税の減免を受けていることを証するものの写しを添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の減免を行う場合、その旨を記載した使用決定通知書を使用者に対し交付するものとする。

(駐車場の返還)

- 第8条 使用者は、駐車場の使用を終了するときは、終了する日の10日前までに県営住 宅駐車場使用廃止届(様式第7号)を提出するものとする。
- 2 使用者は、駐車場の使用が終了する日が到来したときは、直ちに駐車場を県に返還するものとする。

(変更の届出)

- 第9条 使用者は、使用決定通知書記載事項に変更が生じたときは、県営住宅駐車場使用 決定事項変更届(様式第8号)に第4条第1項各号に掲げる書面を添えて、知事に提出 するものとする。
- 2 知事は、前項の届出が適当であると認めるときはこれを受理し、県営住宅駐車場使用 決定事項変更届受理書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用者の遵守義務)

- 第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 決定を受けた自動車以外の自動車を駐車しないこと。
 - (2) 駐車場又はその付帯する設備を故意にき損しないこと。
 - (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼさないこと。特に交通事故の防止と騒音防止に配慮し、周囲の清掃に努めること。
 - (4) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用権を他の者に譲渡しないこと。
 - (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供しないこと。特に駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込まないこと。

(6) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。

(標準処理期間)

- 第11条 第6条第1項の使用決定通知書については、第4条第1項の申請書を受理した 日から概ね1週間以内に交付するものとする。ただし、条例第50条第1項後段に該当 する場合は、この限りでない。
- 2 第10条第2項の受理書については、その届出書を受理した日から2日以内に交付するものとする。

(使用料の滞納措置)

- 第12条 知事は、毎月末日までに駐車場の使用料を納入しない使用者に対し、納入の督 促を行うものとする。
- 2 知事は、前項による督促にも関わらず、駐車場の使用料を3か月以上滞納した使用者 に対し、必要と認める場合は駐車場使用料最終督促状(様式第10号)により通知する ものとする。

(使用決定の取消し)

- 第13条 知事は、使用者が条例第52条第1項各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の取消しを行うに当たり、条例第52条第1項第2号の駐車場の使用料の滞納に該当する場合は駐車場使用料最終督促状により、同号の家賃の滞納に該当する場合は最終督促状(様式第11号)により、同号以外の各号に該当する場合は最終通告書(様式第12号)により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の使用決定の取消しをしたときは、県営住宅駐車場使用決定取消通知 書(様式第13号)により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。